

第42回関西広域連合委員会

日時：平成26年3月1日（土）

午前9時30分～午前11時30分

場所：大阪府立国際会議場12階1202会議室

開会 午前9時30分

○広域連合長（井戸敏三） 第42回関西広域連合委員会を始めさせていただきます。

今日は、まず、道州制のあり方研究会の新川先生、山下先生、北村先生、村上先生においでいただいております。最終報告案を取りまとめる前に各委員とディスカッションをさせていただこうということで、このような場を設けさせていただきました。

また、自民党道州制推進本部のほうから、推進基本法案の骨子について、知事会のほうにも回答がありましたので、これまで提出した内容が十分反映されていないことを受けて、再度申し上げることについて協議させていただきます。また、関西エネルギープランについてのディスカッションと、若干の報告があります。

それでは、道州制のあり方研究会の皆さんとの意見交換に入らせていただきたいと思います。

最初に、新川座長からご説明をいただきましたら幸いです。よろしく申し上げます。

○道州制のあり方研究会座長（新川達郎） 道州制のあり方研究会座長を務めております新川です。ご報告をさせていただき、最終報告に向けての議論をさせていただければと思っています。

最初に報告案の概要という五、六ページのものがありますので、これを少し参考にさせていただきながら見ていただければと思います。なお、資料1—3のところに、これまでの最終報告案、大部にわたりますが、つけています。それでは、簡単に最終報告案の概要を申し上げさせていただきます。

この研究会につきましては、既に中間報告をさせていただきましたが、基本的には関西という観点から、そして地方分権をどう進めていくのかという観点から道州制の

検討に係る諸課題について議論をしていく場として設けられました。

具体的には、大きな二つの考え方で検討を進めてまいりました。一つは、一般的な道州制の枠組み論ではなくて、むしろ個別の政策や役割、機能、事務、そういうところに着目をしてこの道州制というのをどう組み立てて考えていったらいいのかという観点での議論をさせていただきました。二つ目に、そうは言いながらも、道州制推進基本法案が既に取り沙汰されていきましたので、これについて検討をしていく、これまでの道州制の議論のあり方そのものも検討していくということで、議論をしてまいりました。

既に前者のほう、後者のほう、両方あわせて、中間報告の段階で一定ご報告はさせていただいておりますが、特に個別事務の分野については、その後も検討を重ねさせていただいて、それに対応するような道州制のイメージということを少し今回取りまとめて報告させていただき、ご議論をいただければと思っています。

具体的な事務に即して議論してきたところとしては、河川管理、産業振興、インフラ整備、森林保全などをやってきましたが、お手元、資料1-2の2ページ目以降、その後も農業政策や義務教育、生活保護、医療制度、警察制度についての検討を進めてきたところでは、これらについては、ナショナル・ミニマムの観点をどのようにこれから考えていったらいいのか。国のこれまでのやり方ありきではなくて、分権型社会の中で、このナショナル・ミニマムを地方からどうやってつくっていくのか。あるいは、国全体としてナショナル・ミニマムをどう保障していくか。また、警察については、安心・安全というのを全国民がひとしく享受ができる、しかし自治という側面をどう考えていったらいいのか。こうした観点で議論させていただきました。

さらに、こうした個別の行政領域、事務領域に加え、税財政制度についても、この道州制にふさわしい税体系や、あるいは課税自主権のあり方、もう一方では、野放しの自主権というのはいり得ないということから、どういう制約が必要なのかといった議論もさせていただきました。とりわけ財政調整の問題につきましては、これからの

道州制の導入に当たりまして恐らく最大の懸案事項の一つになるであろうということ
でかなり突っ込んだ議論をさせていただきましたが、もう一方では、どういう財政調
整の仕組みがこれから本当に望ましいのか、さまざま意見が出たということをも
報告させていただきます。

加えて、大都市と小規模市町村の問題について、特に関西広域連合の中には、京阪
神を中心とする大都市圏域があり、もう一方では中山間、あるいは過疎の農山漁村と
いったものを同時に抱えているという状況です。大都市については、やはり仮に道州
制になったとしても、この道州と、それから大都市間での調整をどう具体的に組み立
てていくのか。また、大都市圏域だけを考えたときに、道州がどこまでその大都市圏
の行政に対応できるか、そういう問題もあるのではないかとということで議論してまい
りました。大都市圏に特有の行政の仕組みもあり得るのではないかと、こういう議論
もしてまいりました。

一方、小規模市町村については、この道州制の導入をめぐり、非常に多くの課題、
あるいは不安、不信といったようなものが見て取れるところがあり、そうしたご指摘
も既にされているところです。この小規模市町村と広域自治体との関係を、どうい
う補完関係、あるいは調整関係として考えていったらいいのか。また、一つ一つの小規
模市町村のこれからのあり方をどう考えていったらいいのか。私どもは、基本的には
市町村自治優先、地方分権の基本はやはり市町村が担うべきであると、こういう考え
方を一貫して議論してきましたが、同時に、その市町村をどのようにエンパワーメン
ト（自律性を促して支援）していくのか。あるいは、それでもなお力が足りないところ
をどうしていくのか。こうした議論を道州制、広域自治のあり方との関係で議論さ
せていただいたところです。

その上で、本日の最終報告案の概要の4ページ目に、これからの道州制のあり方につ
いてのおおよその私どもが持っているイメージを幾つかの図の形にして示させてい
ただいています。

従来の道州制のイメージが、たくさんの事務を強力に内政面では遂行するような、そういう強い道州のイメージであったわけですが、もう少し多様で柔軟な道州のイメージがないだろうかということで、こうした大きくは三つぐらいの道州のイメージを出させていただきました。これはそれぞれ、先ほど紹介した既存の事務を、この地域にとって最も適切な組み立て方にしていったときに、どんな道州のイメージが描けるのかという観点で書かせていただいております。

4 ページの（１）企画立案・総合調整型のイメージは、主に河川管理であるとか、経済戦略などを想定したときに、基本的には国の役割は極めて限定的で、むしろ道州と地方に任せるべきところが多いのではないかと。国も道州も、場合によっては企画立案・総合調整的などところに留まるのではないかとという道州のイメージです。

5 ページの（２）基礎自治体補完型のイメージは、もう少し国や道州の役割が、具体的な基準の設定、場合によっては事務の執行についても一定責任を負うような、いわばナショナル・ミニマムを国の責任としてそれぞれの地域で実現していく、それについて、一定程度、国の責任も残るというイメージで構築しています。この場合には、個々の市町村がそうした具体的なナショナル・ミニマムを実現していく担い手であることは間違いのないのですが、それに対する国や道州による補完というものが想定される。義務教育や社会保障分野であるとかのイメージです。

最後に 5 ページの（３）府県連合型のイメージは、むしろ従来の府県の単位の持っている意味をもう少し重く考え、既存の道州制の議論が府県廃止を前提にしているわけですが、むしろ国、道州、府県、市町村という全体では 4 階層ぐらいが残っていても合理的に進められる分野があるということで議論しています。例えば農業分野や警察制度などでは一定の合理性があるのではないかとということで議論させていただきました。

6～7 ページは、従来のこうした道州制のイメージをどう乗り越えて、これからの道州制、あるいは広域行政を考えていくのかについて私どものまとめです。

従来型の道州制は、民主的なガバナンスに欠ける側面があるのではないかと、本当に地方の意見が反映されるものになっていくのか。また、本当にこうした道州制が従来のイメージで導入をされていったときに、地域間格差、道州内での格差が大きくなるのではないかと。そのことについて国民的な合意や、その問題についての対処の仕方を考えていくべきではないかと。

加えて、各道州の運営の中で市町村をどう位置づけていくのか。これも曖昧なところがありますが、道州の政策決定における市町村参加といったことも真剣に考えないといけないのではないかとということも議論してまいりました。

これに対して私どもの道州制のイメージは、むしろもっと柔軟に、しかもそのときの必要に応じて、その仕組み自体を時代、社会経済の環境に合わせて変えていけるようなイメージを持ってないだろうかということ、ある種、広域行政、道州制というのをプラットフォームのような形で考えて、そこに必要な機能を必要に応じて設けられていくような、そういうイメージはつくれないだろうかということも議論をしてきました。主に念頭にあるのは、大ロンドンの行政機構、交通や土地開発など特定の行政事務だけを担うようなアドホックな仕組みを必要に応じてつくっていけるような広域行政のあり方もあっていいのではないかとということも議論を進めてきました。

まとめまして、私どものこれからの道州制のイメージとしては、関西であれば関西に適した広域行政、道州制という議論はあると思いますが、関西に適した仕組みのあり方があるだろうということが1点。そして、関西の中でも、一旦でき上がったものが永遠に固定をされるというイメージではなくて、オール関西で議論しながら組みかえていける柔軟な仕組みが考えられないだろうかということが、私どもの議論の到達点です。

こうした観点から考えてみると、7ページ後半にある現在の道州制推進基本法案については、多くの疑問点、論点があるということもまとめています。

そもそも何のためなのかというのは従前から言われていたとおりですが、それ以上

にこれからの道州制議論の中で、本当に柔軟にいい議論をしていくことができるのかどうか。また、それぞれの地域の特性に応える制度設計ができるのか。そして、それぞれの地域が主体的に選ぶことができるような道州制の議論になるのか。このあたりの問題提起をさせていただいています。

最後に、この研究会の議論の中では、道州制の制度設計自体、本当に考えなければならぬ要素、変数がたくさんあり、非常に難しい。逆に言うと、「えいや」でつくってしまえるような代物ではないだろうという議論はさせていただきました。その点でも、逆にそれぞれの地域からしっかりとこうした道州制、あるいは広域行政のあり方を組み立てていく、ボトムアップでつくり上げていく必要があるのではないかと。また、こうした努力というのを国に、あるいは霞ヶ関に委ねるのではなくて、それぞれの地域から考えていく必要があるのではないかとということで、まずは私どもの報告の案としてまとめました。

○広域連合長（井戸敏三） 新川先生、ありがとうございました。

補足していただくような事柄がございましたらお願いしたいと思います。山下先生から、よろしくお願ひします。

○道州制のあり方研究会副座長（山下 淳） 新川座長のご説明で尽きているところはありますが、私なりに二つだけ補足をさせていただきます。

一つは、今の道州制の議論がそうですが、この種の議論は、どうしても器のほうの議論ばかりになってしまって、言いかえると、どういうお皿がいいかなという議論ばかりで、お皿にどういう料理を盛ったらいいのかというところが抜けているような気がします。二つ目に、その器もいわば全権限型と言うか、オールマイティー型と言うか、固い自治体が前提になっているようです。

それに対して、この研究会では、むしろ広域的に必要とされる活動、機能という面からアプローチをしたところが特色だろうと思っています。そのようなアプローチの中で、政策を統合していくモデルと、基礎自治体を補完していくモデルという二つの

モデルに収れんをさせながら、具体の政策分野も押さえた上で、広域自治体と国、あるいは基礎自治体との関係なり、広域自治体、基礎自治体、国のそれぞれの役割なりとしてどういうものがあるかを明らかにしていくことができたのではないかと考えています。

そういうモデルの中での広域自治体を収める器の議論としては、一つのあるべきモデルがあるのではなかろうと。むしろ多様であること、それぞれの地域に合わせた器であり得ること、固定的な固い器ではなく、弾力的、柔軟に対応していける器である必要がある。だからこそ、地域で自分たちの実情や必要な政策、機能に合わせてふさわしい器を自分たちで制度設計し、それを提案し、こういう器でやりたいと選択してけるような仕組みを、国の議論に当たっても用意する必要があるのではないか。そういうことをこの研究会の中で感じましたし、委員の間でも共有があったのではないかと考えています。

では関西においてどういう器がふさわしいかというところに踏み込むことがもう一つできなかったというところをご容赦いただきたい。大きな絵柄を示すことができたかなと考えております。

○広域連合長（井戸敏三） 山下先生、ありがとうございました。

それでは、北村先生、よろしく申し上げます。

○道州制のあり方研究会委員（北村裕明） 私から3点、補足的な話をさせていただきます。

一つは、道州制と分権改革との関係です。私どもは一貫して分権を進めるために、道州がどういうものであるべきなのかという議論をしてきましたし、分権改革そのものが国の統治機構の改革そのものだろうという認識もしておりました。そうすると、国の機能の大半を道州に移すというのはやや乱暴で、分権改革を進める国の機能は、それなりに存在してしまっていて、例えばナショナル・ミニマムを国のほうで決めて、そのための財政調整、財源保証をどうするかというのは、やはり国の役割なわけです。

分権時代にふさわしい国の役割を議論しないと、国の機能を道州に移行するだけでは不十分で、道州制を議論する場合でも、分権を支える国の役割という問題を議論する必要があります。

それから、分権改革の基本は基礎自治体の自治の水準を高めることとして、そういう観点から見ると、広域政府がどういう役割を担うべきなのかという観点で、私たちは政策企画・総合調整型、基礎自治体補完型、府県連合型という三つのイメージを出して、いずれも基礎自治体における分権改革をさらに進めるための広域自治体の機能であろうと判断をしました。従来型の大きな道州というのは、むしろ集権型に移行する危険性が大いにあるんじゃないかという点も、議論しました。

二つ目は、道州制と市町村合併の問題です。私どもは市町村合併の議論を余りしなかったのですが、道州制の問題を議論しますとき、基礎自治体をどうするのか、市町村合併をどういうふうに評価するのかという問題がありまして、その場合には平成の市町村合併がどういう結果と効果と課題を残したのかという問題について、ちゃんとした総括は必要だろうと思っています。

実は、8月に近畿2府8県の県議会議長会の研修の場で、私、この研究会の話を見せてもらったのですが、平成の合併の総括をしっかりしなければならないと申しますと、意外と議長の方々は「えっ」というお顔なんです。道州制の問題を議論しますと、どうしても平成の合併が、例えば新市建設計画がどこまで実現して、なぜできないのか。合併の効果を上げるために、どういう課題が残されているのか。あるいは、合併しなかった市町村にはどういう問題があって、それは合併した市町村とどういう違いがあるのかという問題をしっかり議論する必要があると思っています。

それから、やはりこの問題に関係すると、道州制への移行における基礎自治体の補完という問題は大変重要で、私どもも研究会の中で、垂直的補完と水平的補完という問題は議論しましたが、もう少し踏み込んだ議論が必要で、そこは課題として残っているとと思っています。

三つ目は、道州制と財政制度の問題です。これは、道州がどういう機能を担うかによって財政制度の設計は変わってきますし、当然その問題は、市町村の財政制度の変更にもつながってくるものです。議論したことは、東京一極集中で税源が偏在している中で、財政調整制度が非常に重要なポイントを担ってくるだろうということです。これは、恐らく2006年に地方六団体が提言した、現行の地方交付税を地方共有税に戻す、そういった提案が軸になってくると思います。道州制の中で議論されている水平的財政調整がどこまで可能かという問題については、ドイツ、オーストリアを中心にして行われているわけですが、ベースは垂直的財政調整がかなり機能し、その後、水平的財政調整が補完することは可能かもしれませんが、各国の事例を見ると、水平的財政調整は自ずと限度があります。

それから、財政調整制度を議論する場合に、制度の仕組みではなく、そこに国、道州、基礎自治体が恒常的に意見を反映できる組織を設置することが決定的に大きな問題で、その問題を注意する必要があるということを議論しました。

○広域連合長（井戸敏三） 北村先生、ありがとうございました。

それでは、村上先生、よろしく申し上げます。

○道州制のあり方研究会委員（村上 睦） 今、北村先生がおっしゃいました第3の財政調整の問題ですが、アメリカの州税などを見ておきますと、課税自主権が全面的に与えられますと、租税競争とか、大きな問題が生じております。とは言いながら、今現在のこの交付税交付金をそのまま前提として議論をするというのも非常に問題であろうかと私は思っていました。今回そこまでは踏み込めなかったというのが実感でございます。

私自身はユートピア的な考えを持っておりまして、こうしたものをどう解決していくのかということを見てまいりますと、水平的財政調整が成功している例は、中央政府が徴税をしている場合が多いと思います。各自治体が徴税したものを、水平的に財政調整をするというのは非常に困難だと思いますので、徴税は国に委ねる。それに対

して手数料を地方が支払うという、対等の立場に立てば、水平的財政調整は可能となるのではないかと思います。徴収主体は別であっても、地方の課税権が確保され、それだけの税収を確保する力があれば、独自に地方債を発行することも可能なのではないかと考えています。そういう形で地方が財政的に自立することは可能なのではないかと考えています。大変ユートピア的なのところですので、これからまだまだ議論をしていかなければいけないことだと思いますが、補足させていただきます。

○広域連合長（井戸敏三）　　ありがとうございました。

それぞれご意見を頂戴しました。それでは、意見交換をさせていただきます。

○副広域連合長（仁坂吉伸）　　先生方、ありがとうございました。本当にすばらしいものができたと私は思っています。

初めに先生方が、各論で河川管理など、いろいろ勉強しておられて、こんなことしていてまとまるのかなと思っていたら、こんな報告書ができて、お見それいたしました。ちゃんと地に足をつけた具体的な分析を真摯にされて、その上で意見を言うておられるということだと思えます。私は、道州制についていろいろ本を読んだりしているんですが、今まで読んだ書き物の中で、これは断トツ、ナンバーワンのものではないかと思っております。

北村先生が言われた点で、従来から私が言っていたことと、全く同じことを言っていて、特に「分権時代に国の役割をちゃんと議論しないとイケませんね」という話とか、「財政調整制度をどうするのかというのは大きな問題ですよ」ということは、本当に我が意を得たりと思っております。ありがとうございました。

その上で少し申し上げます。まず、河川管理のところ。河川管理は、平時においてはこのとおりだと思います。しかし、戦時と言ったらおかしいんですが、危機管理をしなければいけないという面があります。危機管理をするときに、統合的司令官がないといけない。これは、道州になったら大体の河川はみんな入ってしまうので、道州にかなり強い権限を与えないといけない。あるいは、現状で言えば、国にそれを

与えておくということが必要だと思えます。そのためには、戦時の時に有効に働くためには、平時のときから情報のグリップはきちんとしておかないといけないので、そういう点で、少し平時に偏った分析になっている気がします。

ただし、国だから、それが出来ているということではありません。例えば熊野川を見ると、和歌山県と国とどっちが偉いかというと、和歌山県のほうが偉いと思っています。和歌山県は、二級河川はやっています。流域に利水ダムとかが、いっぱいあります。関西電力と契約を結んでいて、いざとなったときに、利水ダムを治水型に使う。だけど、そのリスクは全部県が負いますから使わせてくださいと約束しているんですが、熊野川に関して幾ら勧めても、国はそこまで勇気を持ってない。そういう点で、誰かが本当に一貫したリスクをとらないといけないというのがシステムではないかと思っています。

2番目の産業振興のところは、ここに書いてあることはこれでいいと思うのですが、多分書かれた方のイメージーションが、産業振興は、例えば補助金を交付したり、技術開発援助をしたりというようなものを見ておられると思うんです。しかし、本当に産業政策で大事なことは、実は競争基盤をつくることだと思うんです。もっと露骨に言いますと、基準をつくったり、あるいは標準をつくったり、それから規制をしたり、それから産業政策と関係ないような一般的な制度をきちんとするということが大事なことです。それを道州制であれ、都道府県であれ、すばっと分けてしまっていていいというものではありません。いつも、「上書き権を勝手につくっていいというものでもありません」と言っていて、ひんしゆくを買っているのはそういう意味なんです。

EUを例にとりますと、ここでイメージされているような産業政策は、各層で競争的にみんなやっています。例えば、私はイタリアにいましたけれども、ミラノ市もロンバルディア州も、イタリア政府もやっているし、EUもやっています。それはそれぞれ分権的にあってもいいし、今後ともあってもいいと思います。私が通産省の輸入課長の時は、EUの振興策と日本の振興策を加えて、EUから日本への輸入促進をや

っていましたが、もっと大事なものは、EUは関税同盟で、関税は勝手につくっちゃいけない。シェンゲン協定とか色々あって、それが進化していった時に、誰がそれをやるかということについては熱心に議論をしているので、むしろ国を超えて、今、経済統合が盛んになってきて、みんな統一しましょうというときにパカパカ割ってしまったら、かつてサッチャーが登場する前の、これは産業政策というよりタックスですが、グレーター・ロンドンとイギリスが衰退したようなことを日本は招きかねないと思います。

それから、社会保障ですが、最後の2行、これは極めて立派なことを書いていただいておりますが、問題は、この診療報酬です。これを除きますと、現在、国と県との間で、まさにこういう話が進みつつあるんです。だけど、その診療報酬のところだけ国で一元的に決めておいて、例えば開業医なんか有利な形にしておきながら、「病院の機能だけは県でうまいことやりなさいね」と言われても、なかなか難しいというのが現状なんです。一般的に言いますと、どうも、現在、国は、大事なところの基準は自分のところで決めておいて、それによって出てくるような咎については、市町村に移していたんだけど、矛盾が露呈してしまったので、「県で代わりにやってね」ということになり、我々、嫌とも言えないんだけど、ちょっと変だなというような感じはあって、こここのところは、それを踏まえてきれいに書いてくださっている。

それから、大都市と小規模市町村のところで、言いにくい話かもしれませんが、私は政令指定都市に移譲されている都道府県分の権限、これはきちんと再編しないといけないと思います。でないと、また制度がすごく複雑になって変だなと。しかし、基礎自治体は自分で決めたらいいんだから、今の大阪市、堺市、神戸市など、大きな基礎自治体があって別に悪いことはないのです、何も分割する必要はないと思いますが、少なくとも県から移している部分は、道州になったときはきれいに再編したほうがいいと思います。

それから、3ページの最後ですが、山下先生が大変難しいとおっしゃっていたとこ

ろだし、新川先生もおっしゃっていたのですが、これ何か変だなと。つまり、難しいから適当にたまにはやってあげなさいというのは制度たりえないと思うんです。ですから、ある条件を決めて、その上でその基礎自治体が、「自分たちがどのぐらいの大きさにしたらマネジメントできて気分がいいか」ということを選ばせるというほうが本当はいいのではないかと思います。

4 ページは幾つか選択肢があるのですが、私はその前から読んでいて、イメージでいうと、1 - b しかないんじゃないかなと。その1 - b の方向でいろいろ分析されている気がしました。印象だけです。

6 ページの2のグレーター・ロンドン・オーソリティーですが、これは、そういうことができるといいなと。今イメージとしては、一部事務組合みたいな感じだと。それをもっと発展させて美しくしたような形だと思うのですが、組織論的にいうと、かなり難しいだろうと思うんです。例えば会社でも、急に合併会社がすぐ機能できるかとか、機能別に再編したものが、すぐにいい機能をするかという、必ずしもそうでもなくて、やっぱり組織論的に文化を合わせるとか、威令を行き届かせるとか、そういうことが必要だと思うんです。難しいことになればなるほど、急にやってもできないのではと思うんです。

最後に先生がおっしゃった、「えいや」とつくってしまえる代物ではないというのは、本当にそのとおりだと思います。

○委員（嘉田由紀子） 今までの地域主権型道州制であるとか、さまざま書物があるのですが、そこで議論できていなかったことをしっかりと埋めていただいたなというところで、本当にこれまでのご努力、ありがたく思っております。

大きな点が二つあると思うのですが、一つは、これまでは、どうしても制度論、山下副座長がおっしゃっていたような器論で、国民不在、住民不在。お料理をつくる、このお料理は革新的なんですよと。この料理を嫌だという人は、世間から置いてけぼりを食うんですよというイメージがあった。しかし、それを食べる国民に対して、ど

ういう料理なのかということ語る内実がなかったわけです。その内実を具体の政策分野から積み上げていただいたという意味で、大変わかりやすくなっていると思います。

その上で、政策分野のところ、河川管理のところは私は一番気になっているのですが、確かに仁坂副連合長がおっしゃるように、統合的流域管理は平時なんですけど、この平時の統合的流域管理に、実は緊急時の対応をどう入れるかというときに、今まで余り具体的なイメージはなかったんです。しんどいときは国に、上位に任せるということだったんですが、今、滋賀県で流域治水という、土地利用から、建物の建築規制、避難体制、横つなぎの緊急事態を考えますと、ボトムアップじゃないとできない、大きな行政体ではなかなかできないということもわかってきましたので、この統合的流域管理の中にも、十分に緊急時の仕組みを入れ込むことができるということを少し入れていただけたらと思っています。議論は随分していただいたのですが、今書いていることは平時だけではないだろうと思っています。

それから、社会保障のところも大事な分野だと思います。これから都道府県が、あるいは広域行政が役割を果たさなければいけないのですが、例えば都道府県をなくして道州で、関西州でできるのかというと、到底、実務的にも、また制度的にも余りに地域差が大きいので無理。かといって基礎自治体では難しいので、このあたり、確かに診療報酬の問題はありますが、うまくまとめていただけたらと思っています。

それから、7ページ目の「結びにかえて」です。ここで、本当に道州制導入の大義は何なのか、何のための改革なのかということきちんとまとめていただいて、そして何よりも基礎自治体、住民自治が原点にあり、それを補完するための広域自治体であり、広域行政の仕組みを考えたいということを言っていただいて、胸がすく思いがします。仁坂副連合長がおっしゃったように、今までにある道州制にかかわる書物の中で、最も実務を担うものも、また未来に対して夢を持っていく立場からも、すきっとありがたい報告をまとめていただきました。

滋賀県では、職員が自分たちで、国や広域に任せるのではなくて、自分たちでどうなるのかということの報告書もつくっておりますので、それとセットでいくと、県民に対してもより実務的にわかりやすく、その中身を示すことができると思っています。

どうも、ご努力ありがとうございました。感謝申し上げます。

○委員（平井伸治） 新川先生、山下先生、北村先生、村上先生にすばらしいものをまとめていただいたと思います。考えてみますと、今まで道州制のいろんな報告書がありましたが、大体結論を先取りで書いているのではないかと思います。今回は分析的に分野をきちんと見て、本当ならどんな制度がいいのかと柔軟な発想で書いていただいているので、これからのバイブルになるような、そういう取りまとめをしていただけたと思います。そういう意味で、大きな意義のある研究会だと思います。

若干、重複せずに申し上げますと、このまとめのところが多分大事になってくると思うのですが、理念の問題というか、お皿だけの話をしてもしょうがないわけです。地方自治ですので、住民参画、この中にも触れてありますが、住民参画の大きさとしてどういう大きさがいいのかとか、どういう制度設計がいいのかということがあるわけで、何のための議論なのかというスタンスを一番最後にでも入れていただければありがたいと。地域の実情に応じた柔軟な議論が必要であるということとあわせて、国民の利益になるような、あるいは地方本位で、住民が参画して決定できるような、そういう仕組みをつくるんだと。これがそもそも分権の大義であり、その意味でどういう器がいいのかを考えるべきじゃないかというところを、そういうデモクラシーの視点を入れていただく必要があるかと思っています。

また、国と地方を通じての行財政制度改革、大胆なシステム変更ということでした、国を変えなければいけない。道州のつくり方の話だけに見えがちなのですが、これ注意深く書いてあって、そうっていない。読んだ人の印象からすると、国の話は余り出てこなくて、道州の話ばかり頭に残るような感じもあるので、国を壊すんだと。国を壊して、新しい地方政府本位の国家像にするんだというような哲学も、国民の参加

とあわせて明記していただいたほういいのではないかと思います。

それから、（資料1-2）4～5ページのイメージ図。これからこのイメージ図がひとり歩きしていく可能性は十分あると思います。わかりやすいし、見た感じ、いろんな議論も沸いてきておもしろいと思います。そのネーミングのことですが、4ページの（1）で「企画立案・総合調整型イメージ」と書いてあります。それから（2）で、「基礎自治体補完型イメージ」と書いてあって、これは、これまでの議論をフォローしているのでよくわかるのですが、実は大事なのは執行するほうです。企画するだけでなく、執行するほう。今も両委員からお話がありましたが、恐らく道州になった場合、社会保障、それから広域的なインフラ整備、この辺が多分肝になってくるのだと思います。これは基礎自治体でやるとか、企画立案だけで終わるということではなく、むしろ執行母体になると思います。だから、その地方政府をひな祭りのひし餅のように3段に重ねて、それぞれが同じことをやるということではなく、むしろ3段ロケットのように、基礎自治体、道州、それから国、それぞれが役割を果たして宇宙まで飛んでいけるような体制をつくるというほうがわかりがいいですし、そういう感じがいいと思います。そうすると、ネーミングとして企画立案とか総合調整とか、あるいは基礎自治体の補完ということになりますと、道州の執行母体としての存在感が少し消える感じがしますので、ネーミングの上での工夫があったほうがありがたいということです。

さらに、本文（資料1-3）59ページの「（国の意思決定過程に地方の意見の反映できる仕組み）」のところについて、書いてあることはそのとおりではありますが、霞ヶ関文学的にこれを曲解する人がいるかもしれないので念のため申し上げます。「この場合、中央政府を小さくすると」と書いてありますが、これを読んだ感じの印象ですと、中央政府を小さくしないほうがいと読まれる可能性があるので、「この場合、道州制が国の関与の下で」として、「中央政府は解体し、縮小しなければならない」とどこかで書き切ってもらったほうが曲解されないのではという感じがしました。

あと、「憲法改正も含め参議院の地方代表院化なども検討されてよい」と非常に控え目に書いてありますが、ここは、今、憲法改正の議論もあるので、むしろ勝負をしていただいて、「参議院は地方の代表の府とすべきだ」と、「憲法改正すべき」だというぐらい書いていただいたほうがありがたいかなと。これはもちろん道州制にする場合ということですが、ここももう少し踏み込んでもいいのではないかということですよ。

○委員（飯泉嘉門） 新川座長さん初め、皆様方に感謝を申し上げたいと思います。

確かに新川座長の言われた、「えいや」でできるものでない、それはおっしゃっておりだと思います。

また、山下先生からもお話をいただいた、やはり選択肢を具体的に示していくんだと。これから政府を初め、いろんところで道州制の議論がされるのであれば、一本に絞るのではなくて、ある目標を立てて、これを達成するんだったらこの手法だと、こうした選択肢は政策提言ということで、クリアに地方の側から出すべきだと、私も思っております。

また、北村先生から言われたように、分権を進めるために道州はどうあるべきかと。こうした考え方、常に道州制を行うことが目的化されようとしている。ITなどその典型ですが、情報化することが目的だと。これは大きな間違いでして、あくまでも道州制はツールです。それを行うことによって何をするのか。これは、今、平井委員からも話があったように、国民が思ったことを、国、地方を通じて実現できることが一番のあり方だと思いますので、ここは、道州制はあくまでもツールなんだと。それで一体何をするかということ、我々としては具体的に出すべきだと思います。

そして村上先生が言われた財政論で、ユートピア、私は逆にユートピアをつくるべきだと思います。例えば、今ある地方交付税制度などは継ぎはぎの制度です。本来はそんな財政調整制度なんてなくても自立ができる。いわゆる徴税権の分も含めて。かつて日本では平衡交付金ということで水平調整もやったんです。しかし、これが成り

立たなくて、結局、今の制度になってしまっており、あくまでもベストな状態ではないわけなんです。

特に平井委員からあったこれまでの議論の足かせというのは、実は憲法解釈にあったんです。あくまでも憲法改正をしないんだと。その中で地方自治の条文が、92条からのあの抽象的な、たった4つだけなんです。今の成熟した地方の時代において、しっかりとここの部分について議論を深め、こうあるべきだと。この憲法は改正をしない前提ではないはずなんです。ちょうど今この足かせを国が外そうとしている。つまり憲法改正の論議があるんです。

我々地方からすると、これを奇貨として92条の地方自治の本旨をはじめ、自治財政権、自治立法権についてしっかりと言及すべきだと。憲法改正の部分でこうあるべきだといった点を、先生方には出していただきたいなということで、実は徳島県で、若手メンバーを含め、若手の学者さんにも入っていただいて、お手元に概要版、この憲法自治の規定のあり方についてお示しさせていただいております。

概要版を少しご覧いただければと思いますが、最初に、我々地方が悩んできた点を具体的に書かせていただいております。例えば、自治立法権では、神奈川県がこれで大変な目に遭いました。法定外の目的税がせっかくできたのに、臨時特例企業税で大損害を受ける。また、自治財政権の点では、例えば前政権の時代でしたが、子ども手当の問題や給与の問題として一方的に交付税を切られてしまうことがあったわけで、こうした点も自治財政権がないということに起因をするものです。

我々徳島県として取りまとめましたのは、平井委員と同じ考えで、これだけ成熟したのであれば、国民がしっかりと決める。そのバックボーンはデモクラシーなんだと。この憲法草案をつくるに当たって、地方自治の規定がどうしてこんなに抽象的だったのか。その答えは、アメリカ側としては、地方自治というのは民主主義の学校だという中で、日本がこれから民主主義を育てていくに当たって、成熟をしたら、具体化すればいいのではないかという、いわばセービングクローズ的な書き方をしてもらった

んだと。それが今のものだという解釈が出されているんです。

ここまで地方が成熟してきたのであれば、国民主権の中の国民は、国民としての顔と住民としての顔を自ずと持っているのです。今の解釈のように、国民主権という捉え方をして、国が付託され、地方が国から委任を受けているという形ではなくて、国政については国民が直接、地方行政については地方自治体に対して、住民がそれぞれ付託をしている。こうした形をとっていただければ地方自治立法権や自治財政権については自ずと解釈が変わってくるところでありますし、これを具現化するのが道州制なんだという形になってまいりますと、根本から考え方が変わる。

ここはしっかりと足かせを取っていただいて、これから先の、村上先生がおっしゃるユートピアをしっかりと作るにはこれが要るんだということであれば、嘉田委員の言われた国民、あるいは住民の皆さん方も自分たちのことなんだとだけではないかと思っておりますので、徳島の研究もぜひ参考にさせていただければと思います。

○委員（竹山修身）　あり方研究会の最終報告案を見せていただきまして、具体的な事案に即して丁寧に議論していただいていることに敬意を表したいと思っています。また、明確に基礎自治体優先の原則にのっとりアプローチされていることも、大都市のあり方も含めて、今後大いに参考にさせていただけるとと思っています。

特に道州制のあり方のイメージと課題について、従前の強い道州制から、柔軟でしなやかな、多様な道州制のあり方について、私どももそのように思っています。政令指定都市といえども一律ではない。特別自治市を目指すところと、私どもみたいに基礎自治体機能を強化すべきだということもあると思っています。そういう意味で、この道州制のあり方についても、一律でなくてもいいと思っています。この2案で書いていただいています基礎自治体補完型のイメージで、これからも基本的な考え方を組み立てていくべきではないかと思っています。

特に大都市としてどのような形で基礎自治体、特に小さな都市、そして中山間地域も加えた町村に対してどのような貢献ができるかというアプローチをしていくと、道

州もその垂直補完ができるものの、周辺の政令市、中核市などが水平連携をしっかりとやっていくことが大事ではないかと思っています。そのためには、やはり財源を、水平連携を担う中心的な都市に下さなければならない。まさに垂直補完と水平連携をどのようにして組み合わせていくかということが、大きな道州のあり方の議論の今後の展開になっていくのではないかと思っています。

また、最後にまとめのところで言っているように、民主的なガバナンスを確保するためには、道州制導入時に議院内閣制の導入も検討、これは私もそうあるべきだと思っています。そして、国の意思決定過程に、道州の意思を反映できるように、参議院の地方代表院化の導入ということも、興味深い提案だと思っています。

もう一つつけ加えるなら、基礎自治体の首長と参議院議員の兼務を認めるべきではないか。基礎自治体の首長が参議院議員になってもいいのではないか。それが、地域の実情をしっかりと国に伝えることになるのではないか。政令指定都市の中でもその議論をしていて、国のほうの議論を見ていると、地域のことがわかってない議論が多い。そういう意味で、地域代表、地方代表の国会議員の兼職を認めていく、この方向を何とか実現させたいと思っています。

先生方がご検討していただいたこと、私もすっと胃の奥に落ちております。これからもしっかり、基礎自治体の機能強化に頑張ってもらいたいと思いますので、ご支援をお願いします。

○副委員（植田浩） 本当にすばらしい取りまとめ、ありがたく拝読させていただきました。

一つは、これを受けて、具体のイメージについて、どう組み合わせをしていくかということが難しい部分になると思います。今までの議論は、悪く言うと、荒っぽい、単純な議論だったんですが、それを、政策ごとに分けて考えている。

交付税の議論がよく言われるのですが、財政需要をきめ細かく追いかければ追いかけるほど、逆にそれがちょっとわかりにくいのではないかという、批判が出てくるこ

ともありますので、細かい議論を進めていくのか、どこかで割り切って単純化するのかという難しい選択だという感想を持ちました。

それから、財政について、税、財政調整、地方債と別々の制度ではありますが、それは一体化して議論が必要ということは、注意しなければならないと思います。

特に、地方債について、先ほどから財政調整の話も出ていますが、小さな基礎自治体が地方債を起こすか、起こさないかというときに、国の関与、あるいは、道州の関与、財源保障というものがあるか、ないかというのは、非常に大きな論点になりますし、それも税とも直接関係してくる。日本の場合は、国の関与と絡ませて標準税制度を持っているので、税、財政調整、地方債は一体的に議論する必要があるのではないかと考えています。

それから、一つお伺いしたかったのですが、各施策分野の中で、警察について、今の県警察を道州警察にするのであれば、ほとんど問題がないのではないかと書いてあったが、やはり、強大な道州の警察権力というものを、今の都道府県の警察と同じように考えていいのかというところが、論点ではないかと思いました。特に、首長については、相当の権限が集中するので、その抑制が必要という記述があったかと思うのですが、それと、警察についての議論がないのかと、少し疑問に思いました。

○広域連合長（井戸敏三） 新川先生、お答えというよりは、感想でも述べていただきましたらと思います。

○道州制のあり方研究会座長（新川達郎） まず、過分なおほめの言葉をいただきまして、恐縮しております。

重要な論点を幾つか出していただきました。一つは、国民、あるいは住民という視点を、この道州制の議論、あるいはその中での国全体の統治機構改革の中で、どう位置づけていくのか。市民参加、住民参画といった観点、あるいは、国民主権というものをどう考えていくのか、このあたりは私どもも、必ずしも十分に踏み込んで議論できませんでした。ただ、道州制というのが、統治機構改革という非常に重要な論点

を含んでおりますので、国のあり方、それ自体も含めて、もう一度、精査をさせていただければと思っております。

第2点目に、国全体の仕組みも含めて財政制度についてご議論をいただきました。それぞれの政府が、それぞれの財政権限、自主財政権をきちんと持つことと同時に、この国の中で、どういう財政のあり方、財源保障、執行補償をしていくのかということが重要です。このあたり、税財政制度全体を通じて、どういう最適解を見つけ出すのか、非常に難しいところではありますが、もう一度、全体を通じて、精査をさせていただければと思います。

個別事務について、河川管理、あるいは社会保障、産業振興、警察についていろいろ意見をいただきました。基本は、分権改革ということ为前提にして議論をしております。もう一方では、しかし、分権と同時に、広域的に考えていかないといけないところというのが必ずある、そういう観点でも同時に議論をしてきました。むしろ、ここでのポイントは、分権型で、それぞれの事務を最適にやっていくという上で、しかし、同時に広域的に調整をしたり、広域的に企画をしたり、コントロールをする部分というのが必ずあってしかるべきであるという議論をしてきました。

したがって、警察の話もいただきましたが、例えば、私どもが議論していたのは、単純に府県警察を道州警察にという議論もありますが、もう一方では、今の警察の機能を、全部、広域化することが合理的なのかという議論をしました。例えば、交通警察、あるいは、生活警察といったところはむしろ分権化もできる可能性があるのではないかと議論もあわせてしてきた、そういう組み合わせとして、それぞれの事務については考えていただきたいですし、社会保障についても、ナショナル・ミニマムで国が担うべきところ、逆に、道州が担うべきところ、そして、市町村が執行も含めて担うべきところが必ずある、これは産業振興でも同様ですが、そういう観点で議論してきたことはご理解をいただきたいと思います。そのあたり、もう少し、全体を通じて、クリアに発信ができればと思っております。

○広域連合長（井戸敏三）　　お願いがあります。やはり国のあり方についての言及が少なく、課題設定だけで結構ですが、問題点を指摘しておいていただきたいなど。

何が問題かと言うと、金と権限と仕事です。金は、税源配分の問題です。国が金をたくさん持っている、地方をコントロールできるわけです。今、水平的調整が難しいという話になっていますが、実をいいますと、交付税制度が破綻していて、財源不足がずっと続いているものですから、平衡交付金時代と同じ交渉を、財務省と総務省がやっているということで、だから、国のコントロールが非常に厳しくなっているんです。つまり、交付税制度が破綻しているがゆえに、国のコントロールが強くなっているということをしちっと踏まえていく必要がある。

それから、立法権です。権限の淵源は立法権なんです。国に立法権がなくなったら、国の統一性がなくなります。ですから、その立法権をどこまで握るのかということと、憲法改正は絡んでくる。つまり、税は法律でなきゃいけないとか、法律の下に地方自治が存在するということとの関連で、どう考えていくのかという問題がある。

それと、仕事は、事務配分をどうするのが効率的なのかという話なので、ご提言いただいているような類型で考えた場合にも、国はどういう関与が考えられるのかという観点で、少し整理をしておく必要があるのかなという感じがしました。

先生方と、もう少し議論したいという方もいらっしゃると思いますが、予定の時間が過ぎておりますので、先生方に感謝を申し上げて、さらに、取りまとめは今月いっぱいを予定されておりますので、ご意見等、ぜひお寄せいただいて、先生方にご検討いただければと思います。

それから、取り扱いですが、広域連合として、改めて道州制について、先生方のまとめを受けて、こういう考え方だというように対応することの是非についても、次の機会か、その次の機会にご議論させていただきたいとは思っておりますが、一般的にいうと、研究会の報告を受け取ったという対応が望ましいのではないかなと思っております。この辺はまた、議論させてください。

それでは、4先生、本当にありがとうございました。

(拍手)

○広域連合長（井戸敏三） これからも、ご指導、どうぞよろしくお願い申し上げます。今日の見解交換会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

皆さん、活発なご意見、ありがとうございました。

それでは、協議事項に入らせていただきます。

自由民主党道州制推進本部から、道州制推進基本法案（骨子案）について、修正の形でお示しがあったわけですが、前の案についても、広域連合から申し入れを行っているという経過も踏まえ、自由民主党に、さらに申し入れを行うことの是非について、原案を用意していますが、そのような内容でどうかについて、協議したいと思います。

○事務局 お手元の資料2になります。連合長から、自由民主党の幹事長、政調会長及び道州制推進本部長あて、意見を提出いただくという形にしております。

一度、昨年4月に議論をいただいて、5月時点で道州制推進本部宛に要請しておりますので、それを別添として、今一度、法案提出前に、我々の意見を反映してくださいという趣旨の意見です。

内容としましては、道州制の制度設計に係る重要事項、特に中央府省の解体再編や、国会のあり方を含む国全体の統治機構のあり方、もしくは、国が引き続き担う役割、基礎自治体というものの定義は何か等々、我々が懸念している項目などを明らかにされておらず、道州制国民会議への議論に委ねるという形が引き続きとられておりますので、そここのところを、私どもの懸念が解消されていないということが一つと、道州制の議論、言うまでもなく、地方の意見も十分に反映させながら、国民的な議論が展開されるべきものですので、制度の根幹的な内容をあらかじめ示してほしいということが二つ。

そして、三つ目ですが、関西広域連合として、道州制の議論にかかわらず、国出先機関の地方移管を進めよということ求めてきましたが、一部の事務・権限の移譲が、

単独府県に対して決まっただけですので、これは十分ではないと。この3点を指摘するという内容になっています。

○広域連合長（井戸敏三）　もう一度、一つ一つの項目について議論するには、時間がないので、既に意見を申し出ている部分については前提とさせていただいて、それ以降の課題について、自民党から道州制を導入するのではなく、道州制の導入を検討するためにこの法案を出すんだという形で修正されてきたのですが、「導入する」が、「検討する」と書いてあるだけで、内容が基本的に変わっておりませんので、その変わっていない課題をもう一度、突きつけるという取り扱いをさせていただいたらどうかということで、こんな形式にさせていただいたものですが、いかがでしょうか。

○副委員（植田浩）　基本的に別添以降は、5月に議論した内容ですので、ここに異を唱えるつもりは全くありません。むしろ、大阪府のスタンスにご理解と配慮いただいたということで感謝したいと思うのですが、自民党の法案についても、できるだけ早期に成立してほしいというのが、基本的な大阪府のスタンスでして、道州制の重要事項についても、事項によっては、その法案成立後、国民会議の場でさまざまな意見を、スケジュール感はもちろん持たなければならないですが、議論していけばいいんじゃないかと考えています。そこで、一枚目の、「しかしながら」のパラグラフの中の4行目ですが、「道州制に係る重要事項が当該法案に基づき設置される「道州制国民会議」に相変わらず委ねるものとされており」と、この部分を除いていただければ、私どもも十分、意図に沿った形で要望させていただくと思っております、この2行弱を削っていただけないかと思っております。

○広域連合長（井戸敏三）　「相変わらず委ねるものと」、丸投げされているという表現を直しているのですが、「調査審議されることとされており」、だったらいいですか。「道州制国民会議において、調査審議することとされており」だったら。事実を書いているだけですから。

○副広域連合長（仁坂吉伸）　なぜとるのですか。

○副委員（植田浩）　委ねてもいいのではないかという発想を持っていますので、言うのがおかしいんじゃないかという。

○広域連合長（井戸敏三）　だから、「相変わらず委ねられるものとされており」という表現がちょっといき過ぎではないかと。

○副委員（植田浩）　はい。いき過ぎじゃないかと。

○広域連合長（井戸敏三）　5月の時もそこまで書いてないのではということですか。

○副委員（植田浩）　はい、そうです。

○広域連合長（井戸敏三）　それで訂正案を出したのですが。「道州制国民会議において調査審議することとされており」。

○副委員（植田浩）　国民会議においてとまで言えるかどうか。それと、国民会議の前に、自民党として意見を出していただければ。

○広域連合長（井戸敏三）　いえ、会議に全部委ねているんです。我々が言っているのは、会議に委ねる前に、きちんとした原則論を提示した上で会議に委ねろと。それなのに、会議が全部、何でもかんでも、道州制についてもものが言える、検討ができるような格好になっているんです、今の法案は。そこがいかがかという問題です。

　　だけど、そこはそれでもいいじゃないかというお話でしょうから、そのところは、委ねられているものとされているから問題だというと、その辺がひっかかるんだとすれば、「道州制国民会議において調査審議する」というのは間違いなから、「調査審議することとされており」ということでいかがでしょうか。

○副委員（植田浩）　国民会議においても、ということなのですが。

○広域連合長（井戸敏三）　おいても、じゃないんです。おいて、なんです。

　　今のところの修文をさせていただいて、再度また、ご確認いたします。

○副委員（植田浩）　わかりました。お願いします。

○広域連合長（井戸敏三）　それでは、基本的には出すということで。

○委員（嘉田由紀子）　研究会から報告書案をいただいたわけですから、少し、修文、加筆したらどうでしょうかという提案ですが、例えば、3パラグラフ目に、「関西広域連合としては、関西における広域行政の責任主体として、道州制のあり方研究会を設置し、地方分権改革の視点を踏まえた柔軟な議論と十分な検討を進めてきた。しかしながら、こうした取り組み実績をもとに、これまで関西広域連合」というように、せつかく報告書をいただいて、実績を積んできたわけですから、このあたりを入れたらどうでしょうか。中身はそう変わるものではありません。

○広域連合長（井戸敏三）　勉強していますので、それでは、今のようなことも含めて、再度、修文した上で、皆様にお諮りして、取りまとめさせていただくようにしたいと思います。

経過も含めて、若干、触れたほうがいいのかもかもしれませんね。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。少し整理をした上で、まとめられるなら、まとめましょう。というのは、余りゆっくりしないほうがいいんじゃないかと思っていますので。

それでは、次に、関西エネルギープランについて、嘉田委員からお願いします。

○委員（嘉田由紀子）　11月の連合委員会での議論を踏まえ、一部修正し、パブリックコメントを経て、最終案としてまとめさせていただきました。資料3-2です。

重点目標として、再生可能エネルギーの導入、数値を委員会の皆さんからのプッシュもいただき、入れさせていただきました。2020年に再生可能エネルギー全体600万キロワット、これ（太陽光発電の450万キロワット）は、130万世帯に当たりますので、関西全体の10%ぐらい、大飯の3、4号機の原発ですと、ほぼ1基分ということで、ぜひとも、各府県としても、目標をしっかりと達成していただきますよう、お願いします。

修正の内容等については、事務局から説明させていただきます。

○事務局 11月の連合委員会で議論いただいた以降の修正点について、資料3-1をお願いします。

「重点目標」として掲げた再生可能エネルギーの導入目標のところですが、目標数値の設定方法としまして、目標値を有する構成府県市の値を基本として、足並みをそろえる形で算定したものであること、全ての構成府県がそれぞれの目標達成に努めること、達成状況を定期的に確認するとともに、より高いレベルの目標を積極的に検討していくことを加筆しています。

2点目は、「再生可能エネルギーの導入拡大への対応」のところ、洋上風力について、固定価格買取制度における、より戦略的な価格設定を国に対して求めていくと加筆しています。

3点目は、「関連技術の開発等の促進」のところ、エネルギー関連産業のさらなる振興、人材育成の観点を追記しています。

なお、このプラン案について、先ほどの修正を加えたものを1月11日の連合議会総務常任委員会において説明し、1月15日から1カ月間、パブリックコメントを行いました。

資料3-4に添付していますが、ご意見・ご提案は5件で、一つは、より戦略的に取り組むべきというご意見、2点目は、関西独自の政策を早く立案すべきというご意見、3点目は、高効率コージェネレーションの表現についてのご意見、4点目は、節電を上手に進めていくことが大切というご意見、5点目は、再生可能エネルギーの目標値をもっと大きくすべきというご意見です。

○広域連合長（井戸敏三） 11月の議論を踏まえ、最終的に取りまとめたプランです。ご意見をお願いします。

○委員（飯泉嘉門） 国が、エネルギーの基本計画案を取りまとめたところでもあり、また、安倍総理大臣が東京オリンピックの招致を決めたときに、再生可能エネルギーの導入を3年程度最大限加速していくんだとの話もありました。先ほどの洋上風

力の話、また、多くの自然再生可能エネルギーをどんどん導入していこうという動きも出ていますので、前回、申し上げたように、関西広域連合として、この進化する計画にこれらをどんどん追加していくべきであり、太陽光中心に将来推計がまとっておりますので、それ以外の洋上風力の可能性や風力、また、小水力だけじゃなく、中水力、大水力も入れてもいいのではないかと思うんです。こうした点について、ぜひ、次期改定の時には、反映していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○委員（平井伸治） 今、エネルギー基本計画の政府案が出て、たいへん議論になっていますが、本来、その焦点は、原発をどうするかというところがあるわけです。

「関西エネルギープラン」と書いてありますが、内容的には、再生可能エネルギーを中心としたプランじゃないかと思います。タイトルの話としては「関西再生可能エネルギープラン」なのかなと思えるのですが、そうでなければ原子力発電のこと等に言及するかということもあるので、たぶんそこは難しいと思うんです。

あと、恐らくこれから大飯原子力発電所、高浜原子力発電所の話が出てくると思いますが、この問題についてどう取り扱っていくべきなのか、いずれは議論する場も必要かと思っております。

○広域連合長（井戸敏三） このプランそのものは、ご指摘のように新しいエネルギー開発に重点を置いたプランにしていますので、あえて大水力発電、揚水発電、あるいは原子力発電とか、既存の電力供給源については触れておりません。そういう意味では、トータルなエネルギープランになっていないのですが、ここは、新エネルギーの開発に重点を置いたプランということで整理したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

エネルギープランは、承認いただいたということで、取り扱わせていただきます。

パブリックコメントに対する回答は、ホームページ等で発表するのですね。

○事務局 本日の議論を踏まえて、出させていただきます。

○広域連合長（井戸敏三） 協議事項は以上です。

報告事項に移りたいと思います。

最初に、関東の九都県市との災害時相互応援協定の締結について、報告させていただきます。

○事務局（広域防災局） このたび、関東の九都県市との間で、災害時相互応援協定の締結について合意に達しました。関西では、南海トラフ巨大地震、関東では、首都圏直下型地震という、国難とも言えるような大規模災害のリスクを抱えております。相互に、そのための備えをするための協定です。

趣旨の二つ目に記載していますが、既に九州地方知事会とは個別に協定を結んでおり、中部圏の知事会とは、全国知事会の応援協定の中で、どこに支援するということが決まっておりますので、3番目の相互応援協定になります。

協定内容ですが、職員の派遣、物資の派遣等と、九州ブロック知事会との間の協定内容とほぼ同様のものとしております。

3月6日、都道府県会館で、連合長出席のもと締結式を行う予定です。

ブロック概要で、九都県市の概要を記載しておりますが、埼玉県以下の4都県と、横浜市以下の5政令市で結成される首脳会議です。

○広域連合長（井戸敏三） 資料に記載のとおり、連携県とも、広域連合自身が災害時の相互応援協定を締結しています。そのような意味で、広域連合がこの九都県市と協定を結ぶことによって、連携県にも効果を及ぼしていけるという前提で締結させていただこうと考えております。ご承知おき願います。

3月6日ですが、私が代表して、都道府県会館で調印をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

これは、相互応援協定ですので、こちらが先に応援に行く立場になるかもしれませんし、そのようなことも覚悟をしながら、対応していくべきものと思っておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、香港フードエキスポ等海外見本市への出展についてです。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 農林水産業担当の仁坂です。ビジョンや計画のもとに、共通でプロモーションをしていこうと思ったのですが、たまたま和歌山県が香港貿易発展局と協力協定を結んでおりまして、これを利用してやったらどうだと思ったわけです。

この香港貿易発展局は、日本のジェトロと、幕張メッセを合わせたような組織で、自分でも見本市会場を持っています。華僑の人たちが随分、来られるところでして、香港だけでなく、中国本土と、東南アジアにかなり販売力を持っている人たちが探しに来るところです。

したがって、そういうところで、商談に至ったら、関西の食品や農産物が結構、売れるのではないかと考えておりまして、和歌山県は多少、県内の事業者に薦めて出展するのですが、皆さんもよかったら、事務経費的なところは、全部和歌山県で代行しますので、連れていきますから、ぜひ、出展していただけたらどうかと思います。

予算化もしておりませんので、ルールとしては、出展料は、各自で出していただく。その出展料は、各府県がそれぞれのプロモーションのお金で、例えば、2分の1補助金を出すとか自由ですが、基本的には、関西広域連合としては、統制しない。

皆さん、いかがでしょうかということで、お声を掛けていただければと思います。

○広域連合長（井戸敏三） 本来ですと、関西広域連合としての冠をつけて対応しなきゃいけないし、予算化も図ったほうがよかったのかもしれませんが、そこまで、今年度は至っておりませんので、今、提案いただいたように、共同参加にさせていただきたいと思います。

○副広域連合長（仁坂吉伸） もちろん、関西広域連合の冠はつけたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三） 兵庫県は香港に事務所がありますから、4月からもう一人増えますので、使っていただければと思います。連絡調整などはやらせていただきます。

続きまして、この冬の電力需給状況についての中間報告をさせていただきます。

○委員（嘉田由紀子） 資料6をご覧ください。

節電期間中、12月2日から2月25日の中で、最大需要が2月14日金曜日です。東京で大変な大雪が降った、その直前です。関西でも朝から雪が降り、気温が、午前中で0度、午後になっても2度で、この冬、最も寒い日でした。この日の10時台、最大電力需要で2,523万キロワット。供給力に対して95%でした。それ以外の日、90%以上になった日もありますが、供給としては、切り抜けております。

節電状況ですが、2、3枚目に資料をつけておりますが、産業系、家庭系、平成22年度と比べて7%、6%と、確実に節電ができております。6%削減という節電の目安は維持されていると思います。しかし、これから3月、需要のピークとなる時期は過ぎましたが、安定した供給力の確保に向けては、火力発電所のトラブルが起きないよう、関西電力に引き続き、要請していきたいと思っています。

○広域連合長（井戸敏三） 何とか、この冬は乗り切れたという状況ですが、問題は、この夏。もし、原子力発電所の再稼働がなかったら、どういう対応をするのか、今から両面で検討しておかなくてはならない課題だと思っています。

エネルギープロジェクトチームで、時期が来ましたら検討開始していただきたいと思っています。嘉田委員、よろしく申し上げます。

続いて、関西エコオフィス大賞について、嘉田委員から報告させていただきます。

○委員（嘉田由紀子） エコオフィス大賞ですが、関西エコオフィス宣言事業所が1,522、宣言していただいております。適正な冷暖房温度の設定、夏・冬エコスタイルなど、身近なところから省エネルギーに取り組んでいただくという事業所です。その事業所から、すぐれた取り組みを募集しました。17件の応募がありました。それに対して、学識経験者、経済界などの選定アドバイザーからご意見をいただき、構成府県市の選定会議において、エコオフィス大賞とエコオフィス奨励賞を決定しました。

今回の受賞に当たりましては、節電の励行、省エネ設備機器の導入、ごみの分別の

徹底など、基本的な取り組みと合わせて、成果の見える化、あるいは、地域と連携した社員の環境活動など、工夫を凝らし、実践している事業所を選定させていただきました。

エコオフィス大賞は、株式会社ダイフク滋賀事業所です。この事業所では、省エネ対策を推進するとともに、社員の環境活動にエコポイントをつけております。独自にダイフクエコアクション制度というのを社員に広げております。

広い森の中にある工場として、メガソーラーを大規模につくり、そこの見学ステージを設置、あるいは、食堂から発生する生ごみを堆肥化、てんぷら油のBDF化など、創意工夫した独自の取り組みが高く評価されました。

また、関西エコオフィス奨励賞ですが、株式会社ユアサ、日進工業株式会社、株式会社東芝セミコンダクター&ストレージ社姫路半導体工場、株式会社くらこん枚方工場の4事業所に決定しました。

表彰式は3月11日、環境担当の滋賀県の公館で開催させていただきます。

今後、これらの事業所の取り組みは、先進事例として、ホームページ等で広く公表しますし、地球環境に優しいエコオフィス活動ということで、さらに広げていきたいと思っております。それぞれ、関係府県での広報、よろしく願います。

また、今年は応募が17件と少し少なかったのですが、もう少したくさん応募していただくほうが切磋琢磨できるかと思っております。よろしく願います。

○広域連合長（井戸敏三） 表彰式のほう、よろしく願います。

それと、応募が少ないので、各構成メンバーの皆さん、こういうことがあるんだぞ、応募しろということをPRしていただきましたら幸いです。

続きまして、関西マスターズスポーツフェスティバルの開催について、報告させていただきます。

○事務局（関西版マスターズ大会PT） 資料の8をお願いします。

関西マスターズスポーツフェスティバルについて、具体的な開催大会がまとまりま

したので、報告させていただきます。

開催目的については、記載のとおり、関西ワールドマスターズ2021に向け、関西全体における生涯スポーツの機運醸成を図るものです。初年度である平成26年度については、各府県市で開催している生涯スポーツ大会等に冠をつける方式で実施することとしておりまして、各府県市で競技団体等と調整いただいた結果がこのとおりです。

2 ページに府県市ごとの大会数を記載していますが、合計で、249大会、約8万2,000人の参加を見込んでいるところです。

3 ページ以降、各府県市での大会一覧をつけておりますが、ワールドマスターズのコア競技に限らず、幅広く生涯スポーツにかかわる大会を対象としたところです。

各大会の開催パンフレット、あるいは、開催当日の会場等で、関西ワールドマスターズ2021のPRの場としても、活用していきたいと考えています。

1 ページ、一番下の6ですが、今後のスケジュールとしましては、4月に実行委員会を設置し、各大会を順次、開催してまいります。4月から6月に100大会ほど、9月から11月に100大会、春秋、それぞれ100程度の大会数となっています。

今後、関西ワールドマスターズ2021の開催会場、競技会場の検討状況なども踏まえ、関西全体での交流が図れる、関西全体大会の検討も進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 実はね、これはしまったと思っているんです。和歌山県の分も含めて、これはどうかと思うようなものばかり。兵庫県と神戸市、徳島県、京都府の一部ぐらいはその趣旨からいっても立派だなと思う。ワールドマスターズゲームズをやるのに、ムードを高めましょうということに、これはならないのではないかと。これが関西マスターズスポーツフェスティバルかとなると、関西マスターズスポーツフェスティバルの値打ちがなくなるような気がします。でも、報告というので、ちょっとしまったと思っております。

○広域連合長（井戸敏三） そういう感想を述べられましたので、私も余り触れま

せんけれども。これ、今の段階での報告ですので、さらに掘り起こしていただいて、充実をしていただくということは可能だと思いますし、今、報告を受けているものを取りまとめたというだけですから。

○副広域連合長（仁坂吉伸） みんなやめたらどうだと思っているわけです。あるレベルを決めて、ワールドマスターズゲームズに流れていくような立派なやつを、しかるべき人が認定をして、関西マスターズスポーツフェスティバルの称号を与えたらいいのではないかというのが、僕の意見です。だけど、ちょっと甘詰めだったので、こんなものがみんな入るようなスキームになってしまったのでしょうかね。

○広域連合長（井戸敏三） これは、冠にするときの議論です。冠については、ばらまいて、ばらまいて、ばらまき抜こうと。報告もしましたように、関西全体として、統一的に取り組むゲームについては、きっちりやっ払いこうと。平成26年度から急にスタートできなかつたので、とりあえずは冠でやろうというものです。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 名前がちょっと違うんですか。

○広域連合長（井戸敏三） それはまたこれからの議論です。

○委員（平井伸治） 仁坂副連合長の話に発想は近かつたのですが、これはとりあえず報告ということですし、とりあえずやってみようということですから、了したいと思います。ただ、プレゼンテーションといいますか、広報するときに、例えば、パンフレットを作ったりすると思いますが、兵庫県でも神戸市と兵庫県とか府縣市ごとに縦割りとなっていて、若干、このまとめ方がナンセンスな感じもします。種目別にバレーボールならバレーボール、マラソンならマラソン、陸上なら陸上、水泳なら水泳で横串で刺し、「いろんなところでやっていますよ」「日程がこうですよ」「順番に渡り歩いてみませんか」と、マスターズの皆さんに参画を呼び起こすような、そういう体裁にしないと、単なるホチキス止めの的なことになってしまうと、値打ちがなくなるのではないかなと思います。

まだ、ワールドマスターズゲームズまで何年もありますから、だんだん進化させて

いけばいいと思うのですが、せめて、横割りの、機能的な分類でプレゼンテーションをすとか、工夫もしていただければと思います。

○広域連合長（井戸敏三）　　どういう形で理解を深めていくか、いろんな工夫をしていく必要があると思います。今のような、ゲーム種目別に、地域横断的に整理をするというのも、一つやってみて、PRしていったらいいのではないか。

例えば、兵庫は、ほとんどが兵庫生涯スポーツ大会です。たくさんやっているように見えますけれど、種目はたくさんあるのですが、大会としては、兵庫生涯スポーツ大会でやっているものです。そういう「大会」で整理するやり方もあるかもしれません。整理の仕方については、さらに工夫をしてみたいと思います。

○委員（嘉田由紀子）　　これは、マスターズスポーツフェスティバルはワールドマスターズではないので。ですから、スポーツとしてというよりは、レクリエーション的な高齢者の生涯スポーツですから、私は滋賀県のスポレク祭は違和感がなくて、この流れの中にあると思っています。

それともう一つは、できるだけ冠を広げて知ってもらおうということですから、盛り上げとしてはいいのではと思っています。

○副広域連合長（仁坂吉伸）　　兵庫生涯スポーツ大会は、そうだと思うんです。それ自体として目的を持ってやっているのだからいいのだけど、県民スポーツ大会は、そういう目的かと疑問があります。そういうものもあるのかもしれないけど、そう言ってしまうと、みんなそうなるので、盛り上げるような効果がないのではと思っています。

それなりのプレゼンをやって、それで言わないと、単にいっぱい集めただけ、このぐらいでいいんだったら、100や200ぐらい、幾らでも出せますよね。恥ずかしいから、ちょっと少なくしろと言って、和歌山県はそうしましたが、それもまた、やめようかなと今思ったりしているところです。

○広域連合長（井戸敏三）　　例えば、滋賀県のスポレクの部は、きっと生涯スポー

ツの大会だと思うんです。兵庫県の生涯スポーツも、まさしく生涯スポーツです。それから、大阪の府民スポーツレクリエーションフェスティバルも、きっと生涯スポーツだと思います。だから、生涯スポーツの大会に絞り込むというのはもちろんあるかもしれませんが。

掲載のスポーツが、各府県市から登録されたものをそのまま出しているということになっているかもしれません。事務局としては、できるだけ、冠を増やして、打って出たほうがPR効果が高いのではないかとということで、こういう整理をしたと思いますので、今のようなご意見もいただいた上で、再度、各提出府県市において、自主的に点検をしていただいた上で、再度、取りまとめをすることにしましょう。

例えば、和歌山県の例だと、マスターズ水泳大会とかシニアグラウンドゴルフ大会はよくわかるのですが、この熊野マラソンとか、マラソンはね、生涯スポーツ狙いなのかということになると、いささか、そう思われたのでしょうか、きっと。

○副広域連合長（仁坂吉伸） いやいや、もっといっぱいあったんだけど、お年寄りがたくさん入っているやつでないでと恥ずかしいなと思い、そういう絞り方をしました。

しかし、生涯スポーツということを銘打っている大会を集めていいというのなら、もっと別にあるなというので。事務局とよく相談してやります。

○広域連合長（井戸敏三） 生涯スポーツを集めたらどうでしょうか。たくさんあるはずだから、和歌山県は。和歌山県がこれだけしかないというのが変なんです。

それでは、いずれにしても、マスターズをどれだけ普及させるかという最初の試みですので、余り厳密でないかもしれませんが、多くの冠をつけて、PRをきちっとしていきたいと思います。

○委員（嘉田由紀子） 連合長、資料を出していないのですが、最後、情報提供、情報共有させていただきたいのですが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックで、関西文化の魅力発信について今までも少し議論してきました。これまで、2020年

ということで、少しゆっくりしてきたのですが、この前、滋賀県として、下村文部科学大臣のところへ相談に行きましたところ、（東京オリンピックの）4年前のリオデジャネイロオリンピックの時に、「東京オキュペーション」というのを開催しなければならない。つまり、この東京に向けた文化イベントが、2016年にスタートするそうです。そうすると、あと2年しかないので、特に文化については、関西から十分、発信するだけの素地があると思いますので、少し前倒しでやったらどうでしょうかという提案です。

○広域連合長（井戸敏三） 今のご提言は、前回の委員会だったでしょうか、関西として、東京オリンピック・パラリンピックを迎えるに当たって、どんな対応があるかというときに、文化を中心としたいろんなフェスティバルなどを考えていったらどうかというお話もいただいています。

やろうとすると、スケジュール感が少し早まり、準備会をつくるなり、プロジェクトチームを立ち上げて議論するなりしていかなければいけませんので、広域連合として検討をしていくべきだと思います。どんな形でやっていくのか、また、お諮りしたいと思います。

○副委員（山下晃正） 来年度から、研究会レベルですが、はなやか関西・文化戦略研究会（仮称）を立ち上げる予定で、それをもう少し充実させていただく形で、具体的、実践的なものができるような場にしていければと思っております。

○広域連合長（井戸敏三） 山下副委員からもそのような提案をいただきましたので、どういう研究体制、推進体制でいくか、事務局で検討しまして、また、相談をさせていただきたいと思います。

きっと中心は観光文化担当の山田委員のところになるかと思いますが、全部でやらなきゃいけない課題ですので、プロジェクトチームのメンバーには、各構成府県市のしかるべきところが入っていただいて、詰めていくということになるかと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、42回の関西広域連合委員会、以上で終わらせていただきます。

次回の連合委員会は、3月27日木曜日、リーガロイヤルNCBで行うことにしておりますので、どうぞ、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

閉会 午前11時30分

記者会見

○事務局　引き続き、記者会見を行います。質問がありましたら、挙手をお願いします。

○読売新聞　読売新聞の伊藤です。午後の話になるかと思うんですけども、予算案をまとめられました。井戸連合長に力点を置いたところとか、この予算についての思いについて、聞かせていただいてもよろしいでしょうか。

○広域連合長（井戸敏三）　広域連合設立から、3年経過しまして、広域計画の改定も提案をさせていただいております。そのような意味で、この3年間の広域事務の進展を踏まえて、重点化を図っていこうというのが、平成26年度の事業の特色ではないかと思っています。

広域計画では、アジアのハブを目指すとか、例えば、安全安心でいうと、首都圏のバックアップ機能を果たしていくとか、先ほどの観光や文化についての連携を、さらに強化していくんだというようなことも触れておりますので、それらに関連して、例えば、私が担当している防災でいいますと、要綱に基づいて、具体のシナリオづくりをきちっとしていこうと。あるいは、備蓄物資を輸送する場合に、民間のお力をおかりするのですが、どういう形でおかりしていったらいいのか、研究会を開こうとか、そういう点について、新しい芽を出しているということです。

そのような意味で、3年の成果を踏まえた事業の取り組みを予算化しているということに理解していただけたらと思います。ただ、お金が増えているのは、ドクターヘリです。兵庫県で入れたヘリを、この4月から広域連合に移管しますので、その関係で、2億円近く増えている形になっております。

○事務局　よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

では、これで終了させていただきます。ありがとうございました。